

納税義務者の住所が「市内」の場合

固定資産税・都市計画税納税通知書等の送付先申出書

鹿児島市長 殿

年 月 日

★ 納税義務者 (申出人)	住所又は所在地 <small>※住民票上の住所又は本店所在地</small>	鹿児島市山下町11-1
	フリガナ	ヤマダ タロウ
	氏名又は名称	山田 太郎
	電話番号 <small>(法人の場合) 担当者の部署・氏名</small>	099-216-1179

固定資産税・都市計画税の賦課及び徴収に関する書類について、次の送付先に送付するよう次のとおり申し出ます。送付先等に変更がある場合は、改めて申し出ます。

★ 整理番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	※整理番号は、納税通知書、課税明細書及び納付書（領収証書）に記載されています。記載場所が不明な場合は、 分からない場合は、空欄でも可 としてください。 ※複数の納税物件がある場合は、 分らない場合は、空欄でも可 としている固定資産（単有物件）の整理番号を記入してください。									
★ 届出の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 送付先の指定 ・ <input type="checkbox"/> 送付先の変更 ・ <input type="checkbox"/> 送付先の廃止									
★ 同意欄	<input checked="" type="checkbox"/> この申し出に当たり、裏面の注意事項に同意します。									
★ 送付先を申し出る理由	入院のため、施設入所のため、納税管理が困難なため など									
	※次の場合は、該当する書類を提出してください。 ・名義人の死亡のため→「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」 ・市外転出（単身赴任など）や海外転出のため→「納税管理人申告書・承認申請書」 ・別の共有者や相続人を送付先としたい→「代表者変更申告書」									
★ 送付先の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 納税義務者以外の方（親族等）の住所 <input type="checkbox"/> 法人の本店所在地以外の事務所の住所									
★ 送付先	住所又は所在地	〒892-8677 鹿児島市山下町22-2				※送付先となる方の承諾を得た上で記入してください。 ※送付先となる方の氏名等は住所の方書として記載します。				
	氏名又は名称（方書）	佐藤 花子 様方				続柄	長女			
	方書の方の電話番号	099-216-1180 <small>(法人の場合) 担当者の部署・氏名</small>								
※送付先の変更・廃止の場合 変更前の送付先	住所又は所在地	〒 変更の場合のみ記入								
	氏名又は名称（方書）	様方								

(裏面の「注意事項説明書」を必ずご確認ください。)

係長	確認	処理	受付

「固定資産税・都市計画税納税通知書等の送付先申出書」に係る注意事項

- 1 **納税義務者以外の方の住所に送付先を指定しても、納税義務者は変更されません。**
 - ・名義の変更は、法務局で所有権移転登記を行う必要があります（未登記の家屋の場合は、市役所資産税課、谷山税務課または各支所の市税窓口係に「登録事項変更届」を提出してください。）。
 - ・納税義務者以外の方の住所に送付先を指定するときは、必ず送付先となる方の承諾を得てください。
 - ・送付先の方が納税義務者の固定資産税関係証明書を取得することはできません。（納税義務者と同世帯である場合または納税義務者の委任状がある場合は取得できます。）

- 2 **納税義務者が受け取っている全ての納税通知書が送付先に送付されます。**
 - ・送付先は、納税義務者である「個人ごと」または「法人ごと」に設定されます。
 - ・特定の納税通知書だけに送付先を設定することはできません。

- 3 **送付先申出書で指定した送付先は、住民票の住所等よりも優先されます。**
 - ・送付先の指定後に転居等で住民票の住所が変更になった場合でも、納税通知書は、新しい住民票の住所ではなくこの申出書により設定した送付先へ発送されます。

- 4 **「送付先を変更する場合」または「送付先への送付を止め、納税義務者の住民票の住所に送付する場合」は、改めて送付先申出書を提出してください。**
 - ・送付先の変更等の手続がない場合、原則としてそのまま送付先へ書類が送付される可能性があります。送付先の変更等の申出を行わなかったことにより損害が生じた場合、本市は一切の責任を負いません。
 - ・この送付先申出書に記載された送付先に書類が送達されない場合は、送付先を取り消し、納税義務者の住民票の住所、本店所在地等に送付することがあります。
 - ・その他本市が必要と認めるときは、この申出書で申し出た送付先を取り消すことがあります。

※この「固定資産税・都市計画税納税通知書等の送付先申出書」は写しをとるなどして大切に保管してください。

その他ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

鹿児島市役所

資産税課（賦課総括係） 電話 099-216-1180

谷山税務課（家屋係） 電話 099-269-8423